

別表十(七)

「12」又は「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十(七)
令八・四・一以後終了事業年度分

当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額 (別表十(七)付表一「12」の合計額)		円		当控除未済欠損金額		円	
当期所得金額総計基 (別表四「45の①」-「27の①」)	<p>「12」欄</p> <p>特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例（増資特定株式に係る損金算入）を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の13第1項第1号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00656」</p> <p>③ 「適用額」欄：「12」欄の金額</p>						
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱別控除額 (別表十(三)「47」)						
	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「9」)	4		の当期所得基準額の計算			10
	農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「42の計」)	5		の当期特別勘定繰入額のうち損金算入額			11
関西国際空港用地整備準備金積立額又は中部国際空港整備準備金積立額 (別表十二(十)「15」又は別表十二(十一)「10」)	6		の内訳	(11)のうち増資特定株式に係る損金算入額 (別表十(七)付表一「13」のうち増資特定株式に係る額の合計額)		12	
				(11)のうち増資特定株式以外の特定株式に係る損金算入額 (11) - (12)		13	
当期益金算入額の計算							
特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額 (別表十(七)付表一「13」の合計)	14		円	(14)及び(16)から(19)まで以外の益金算入額 (別表十(七)付表一「20」の合計)		21	円
同上のうち増資特定株式以外の特例適用額の合計額 (別表十(七)付表一「13」の合計)	<p>「13」欄</p> <p>特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例（増資特定株式以外の特定株式に係る損金算入）を適用している場合</p> <p>(1) 増資特定株式以外の特定株式に係る損金算入</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の13第1項第2号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00698」</p> <p>③ 「適用額」欄：「13」欄の金額</p> <p>(2) 増資特定株式以外の特定株式に係る損金算入（(1)に該当するものを除く。）</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の13第1項第3号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00732」</p> <p>③ 「適用額」欄：「13」欄の金額</p> <p>(注) 区分番号「00732」は、令和8年4月1日以後に取得をする株式が対象となります。</p>						
5年経過特例 (別表十(七)付表一「13」)							
3年経過特例 (別表十(七)付表一「13」)							
成長発展が図られた場合 (別表十(七)付表一「13」)							
要加 (別表十(七)付表一「13」)							
同上のうち増資特定株式に係る額 (別表十(七)付表一「19」のうち増資特定株式に係る額の合計額)	20		円	の内訳		25	円
(23) - (24)							